平成２３年（フ）第７４６号
静岡県島田市阪本4267番地の16
債務者　堀本　司郎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４７号
静岡県島田市阪本4267番地の16
債務者　堀本　カヨ
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７号
北海道中川郡幕別町札内新北町20番地の12
グロウリッチＣ101
債務者　伊集院恵子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
熊本県人吉市下城本町1622番地２
債務者　前原　　博
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第５３号
熊本県人吉市下城本町1622番地２
債務者　前原眞智子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２１７号
東京都八王子市子安町２丁目１番18号、破産開始決定時の居所栃木県さくら市喜連川5547番地Ａ　喜連川社会復帰促進センター内
破産者　緒方　博臣
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７号
鹿児島県薩摩川内市水引町3198番地６
破産者　合資会社共立鉄工所
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１６０４号
福岡県糟屋郡志免町大字御手洗28番地株式会社白谷運輸内
破産者　有限会社ワイ・エヌ・エス物流
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３号
佐賀県西松浦郡有田町応法丙3576番地13
破産者　株式会社熱研
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４２号
佐賀県武雄市西川登町大字神六20040番地
破産者　株式会社肥前観光
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２０８３号
福岡市中央区大名２丁目１番４号
破産者　有限会社オフィスハラダ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４８号
福岡県春日市宝町４丁目32番３号
破産者　株式会社めぐみデンキ
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９４号
福岡県福岡市博多区板付２丁目２番35号
破産者　福岡宝自動車有限会社
1　決定年月日　平成23年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４１号
東京都町田市成瀬台１丁目５番地14
破産者　株式会社タイムレスジャパン
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４２号
東京都町田市成瀬台１丁目５番地14
破産者　平本　俊行
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
三重県松阪市曽原町326番地２　スターブライトＢ棟202号室
破産者　大嶋　　悟
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２４号
三重県亀山市関町坂下159番地
破産者　有限会社平子木工所
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５５号
三重県津市芸濃町椋本平林3533－２　ロイヤルふじＮＯ１－406号　下村真人方、住民票上の住所三重県亀山市関町坂下159番地
破産者　平子　芳夫
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６６号
三重県津市河辺町3040番地19、前住所三重県津市上弁財町２番７号
破産者　坂口　一浩
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係